

会 告 都市計画論文集の投稿および審査に関する倫理規程

本会では 2003 年に日本都市計画学会 21 世紀ビジョンの中で「倫理綱領と行動規範」を制定・公表している。本倫理規程はこの綱領・規範をもとに、会員および学術委員が日本都市計画学会における発表会論文、一般研究論文、質疑討論の投稿および審査において果たすべき倫理的な基準を定めるものである。

1. 著者の義務

著者は、投稿する論文が学術委員会の論文・質疑討論応募規程に示された諸条件を充足するように努めなくてはならない。加えて、論文作成において論文のオリジナリティを確保しつつ、十分に既往研究をレビューし、引用にあたっては他者の著作権を侵害してはならない。また、論文内において特定の個人や団体を誹謗中傷してはならず、かつ、商業的・政治的・宗教的な意図を持って執筆した論文を投稿してはならない。なお、主著者は論文への貢献度が最も高い者を指し、共同著者は論文の完成に意義のある貢献を果たし、論文内容に共同の責任を負える者を指す。

2. 学術委員会の責務

学術委員会は、論文審査において、都市計画論文集規程集および審査内規に定められた事項に十分に留意し、公正かつ厳格に審査が運営されるように努めなくてはならない。特に、とりまとめ委員および査読者の選定に関しては審査能力や著者との関係を十分に吟味し、公正な人選を行わなくてはならない。また、著者から審査結果に対して異議申し立てがあった場合には、その妥当性を速やかに検討しなくてはならない。

3. 審査の公平性

論文審査に関わる者は、審査の公平性に十分留意し、審査期限内に客観的かつ論理的に審査するよう努めなくてはならない。また、審査の対象となる論文の著者と所属や出身研究室が同一等の個人的な関係がある場合は、すみやかに審査を辞退しなくてはならない。

4. 査読者の責務

査読者は、論文掲載の可否に対する役割の重要性を自覚し、著者の自主性を尊重しつつ、公正な査読に努めなくてはならない。また、査読者は査読の依頼を受けた事実、および論文査読において知りえた情報を他者に漏らしてはならない。ただし、重複応募の禁止に抵触する事実を知りえた場合に限り、学術委員会に対してその旨を通知することができる。

5. 学術委員の責務

学術委員は、論文審査における役割の重要性を自覚し、公正にとりまとめ作業を進めなくてはならない。特に、査読者からの査読報告書を尊重しつつ、著者の知的独立性に十分な敬意を払い、修正意見書・不採用理由書等を作成しなくてはならない。

2004 年 1 月 16 日 日本都市計画学会理事会承認
2005 年 1 月 28 日 改 定
2006 年 1 月 27 日 ”